

地域密着型サービスの独自報酬算定に係る請求明細書の記載例について

※ 平成 18 年 3 月 10 日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課事務連絡における請求明細書の記載例に変更を加えたもの

1. 様式第二

夜間対応型訪問介護に係る独自報酬単位数が次の場合の記載例

① 基本夜間対応型訪問介護費 : 30 単位

② 定期巡回サービス費 : 50 単位

(2) 夜間対応型訪問介護(様式第二)のサービスにて、サービス提供事業所がオペレーションセンターを設置し、平成19年10月1日から当該サービスの利用を開始し、1月の間に10日間定期巡回サービスを提供した場合の記載内容。

開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月	1	日	中止年月日	平成										
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保											8.介護療養型医療施設入院									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数		回数 日数	サービス単位数			公費対象単位数	摘要		
	夜間訪問介護Ⅰ基本	7	1	1	1	1	1			1	1	0	3	0			
夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	7	1	1	1	2	1	3	9	7	1	0	3	9	7	0		

本来報酬「1,000」単位を「1,030」単位に変更する。

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	1	夜間訪問															
	③サービス実日数	1	0	日															
	④計画単位数			5	0	0	0	0											
	⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0	0											
	⑥限度額管理対象外単位数							0											給付率 (/100)
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥			5	0	0	0	0											保険 9 0
	⑧公費分単位数																		公費
	⑨単位数単価	1	0	0	0	0	0	円/単位			円/単位			円/単位					合計
	⑩保険請求額			4	5	0	0	0											4 5 0 0 0
	⑪利用者負担額			5	0	0	0	0											5 0 0 0 0
	⑫公費請求額																		
	⑬公費分本人負担																		

本来報酬「347」単位を「397」単位に変更する。

注：基本夜間対応型訪問介護など月額報酬のサービスの場合、明細情報の単位数欄には記載しない。サービス実日数には1月の間に実際に夜間対応型訪問介護サービスを提供した日数を記載する。

補足：基本夜間対応型訪問介護費(夜間対応型訪問介護費(I))については、利用者が月の途中で別の夜間対応型訪問介護事業所に変更した場合などであっても日割り計算は行わない。

小規模多機能型居宅介護に係る独自報酬単位数が500単位の場合の記載例

(3) 小規模多機能型居宅介護（様式第二）のサービスにて、10月1日よりサービスを開始し、20日間サービスを提供。要介護状態は要介護3の認定を受けている場合の記載内容。

居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成	2. 被保険者自己作成																
	事業所番号	4	8	9	9	9	9	9	9	9	9	事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所					
開始年月日	平成	1	9	年	1	0	月		1	日	中止年月日	平成			年			日
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設																	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数	公費対象単位数	摘要		
	小規模多機能型居宅介護3	7	3	1	1	3	1		1	2	3	7	8	6	150700
	小規模多機能型居宅介護初期加算	7	3	6	3	0	0	3	0	3	0				

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	7	3	小規模多機能																	
	③サービス実日数	2	0	日																	
	④計画単位数	2	4	6	8	6															
	⑤限度額管理対象単位数	2	4	6	8	6															
	⑥限度額管理対象外単位数						0														
	⑦給付単位数（④⑤のうち 少ない数）+⑥	2	4	6	8	6															
	⑧公費分単位数																				
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位															
	⑩保険請求額	2	2	2	1	7	4														
	⑪利用者負担額	2	4	6	8	6															
	⑫公費請求額																				
	⑬公費分本人負担																				

本来報酬「23,286」単位を「23,786」単位に変更する。

この欄に独自報酬単位数を記載しない。

注：小規模多機能型居宅介護など月額報酬のサービスの場合、明細情報の単位数欄には記載しない。
 小規模多機能型居宅介護サービスの場合、明細情報の摘要欄に通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を二桁の数字で続けて記載すること。なお、同日に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（本事例では、20日間のうち2日間は通所サービスと訪問サービスを併用して提供したため、通所サービスを15日間、訪問サービスを7日間提供し、宿泊サービスを提供しなかった場合の記載例）
 サービス実日数には1月の間に実際に小規模多機能型居宅介護サービスを提供した日数を記載する。また、小規模多機能型居宅介護サービスについては、給付管理票の作成は居宅介護支援事業所ではなく、小規模多機能型居宅介護事業所により作成、提出される。その場合において、居宅サービス計画作成区分には小規模多機能型居宅介護事業所作成の場合は「1：居宅介護支援事業者作成」を記載する。なお、居宅介護支援費の報酬は小規模多機能型居宅介護費に含まれていることから、別途居宅介護支援介護給付費明細書（様式第七）による居宅介護支援費の報酬を請求することはできない。